

公 告

准看護婦試験を次のとおり行う。

昭和二十九年三月二十二日

知 事 名

一、試験場所

県立鳥取保健所(鳥取市二階町四丁目)

二、試験日時

昭和二十九年四月二十六日(学科)午前九時から午後
昭和二十九年四月二十七日(実地)四時まで

三、試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人衛生

食餌療法

薬理概論

一般看護法(理論及び実地)

看護史及び看護倫理

看護の原理及び実際

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小児科及び看護法

産婦人科疾患及び看護法

眼科齒科及び耳鼻いんこう科疾患

皮膚泌尿器科疾患

理学療法

四、受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する
学科を修めた者(試験当日までに二年修業見込の者を
含む)

2 厚生大臣の定める基準に従い都道府県知事の指定した
准看護婦養成所を卒業した者(試験当日までに卒業見込
の者を含む)

3 文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦に
なるのに必要な学科を修めた者(試験当日までに三年
以上修業見込の者を含む)

(回)厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(試
験当日までに卒業見込の者を含む)

(イ)外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦
免許を得た者で厚生大臣が(イ)(ロ)に掲げる者と同等以上
の知識及び技能を有すると認められた者

4 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免
許を得た者のうち前項の(イ)に該当しない者で厚生大臣
の定める基準に従い知事が適当と認められた者

5 昭和二十年八月十五日以前から引き続きソビエト社会
主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝
鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内に在つて昭
和二十八年三月二十三日以降引揚げた者で当該地にお
いて保健婦、助産婦、看護婦法(昭和二十三年法律第
二百三号)第五条又は第六条に規定する業務を行つて
いたものうち准看護婦試験受験の当日において満十
七年以上の者であつて満洲、中国本土等の地域内にお
いて引き続き三年以上いづゆる看護の業務に従事して
おり且つ保健婦、助産婦、看護婦法第二十二条に規定

する准看護婦試験の受験資格を有する者と同等以上の
知識及び技能を有する者であると知事が認めたもの。

五、試験の方法

学科試験及び実地試験とする。

六、受験願書の提出期限

昭和二十九年四月十日から四月二十日までとし期限経
過後の願書は受理しない。但し郵送の場合は四月二十
日附の消印のあるものは受理する。

七、受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課(鳥取市東町九九、一〇〇)

八、受験料

受験手数料として二百円に相当する収入証紙を受験願
書にはつて納付すること。但し県外から受験しようとする
ときは現金又は小為替で送付すること。

九、提出書類

- 1 受験願書(別記様式一)
- 2 履歴書(別記様式二)
- 3 寫眞(手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影し

たものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載したものの)

4 (イ)四の1又は2若しくは3の(イ)に該当する者は修業証明書(修業見込証明書)又は卒業証明書(卒業見込証明書)

(イ)四の3の(イ)に該当する者は外国の看護婦学校修業証明書若しくは卒業証明書又は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面に厚生大臣が受験資格があると認めた書類の寫

(イ)4に該当する者は外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面。

5 第四項第五号に該当する者は次に掲げる証明書を添付すること。

(イ)被証明者の上司であつて責任ある地位についていた者例えば政府顧問、軍顧問、病院長、副院長、科

主任、総婦長等の証明書又は被証明者が業務に従事していた病院又は診療所の所在する地区における政府又は軍の医療関係機関において右と同様な地位にあつた者であつて被証明者との関係が明らかであるものの証明書。

(イ)保健婦、助産婦、看護婦法第五条又は第六条に規定する業務を引き続き三年以上行つていたことを確実に証明する書類。

(イ)証明書は信頼するに足ると認められる者の証明書であり、且つ、証明の内容が、証明者の確実に証明し得る範囲内のものであること。

十、受験票の交付

受験票は試験当日試験場所受付において交付する。

様式一

准看護婦試験受験願

本籍 住所

(ふりがな) 氏名

年 月 日 生

昭和二十八年 月 日 施行の准看護婦試験を

受けたいので関係書類を添えて出願します。

昭和 年 月 日

右氏名 ㊟

鳥取県知事 氏名 殿

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキ

で記載すること。

様式二

履 歴 書

本籍 住所

(ふりがな) 氏名

年 月 日 生

学歴

職歴

賞罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右氏名 ㊟

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキ

で記載すること。

公 告

乙種看護婦試験を次のとおり行う。

昭和二十九年三月二十二日

鳥取県知事 西尾 愛 治

一、試験場所

県立鳥取保健所(鳥取市二階町四丁目)

二、試験日時

昭和二十九年四月二十六日(学科)午前九時から

午後四時まで

昭和二十九年四月二十七日(実地)全右

三、試験科目

解剖生理

細菌及び消毒法

個人及び病院衛生

食餌療法(調理法を含む)

薬物学(軽易なもの)

小兒保健指導

一般看護法(理論及び実地)

看護史及び看護倫理

内科疾患及び看護法

外科疾患及び看護法

小兒科疾患及び看護法

産婦人科疾患及び看護法並びに新生兒取扱法

皮膚泌尿器科疾患及び看護法

眼科及び耳鼻いんこう科疾患並びに看護法

理学療法

四、受験資格

1 文部大臣の指定した学校において二年間看護に関する学科を修めた者(試験当日までに二年修業見込の者を含む)

2 厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者(試験当日までに卒業見込の者を含む)

3 (イ)文部大臣の指定した学校において三年以上看護婦

になるため必要な学科を修めた者(試験当日までに三年以上修業見込の者を含む)

(ロ)厚生大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者(試験当日までに卒業見込の者を含む)

(ハ)外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得たもので厚生大臣が(イ)(ロ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

4 外国の看護婦学校を卒業し又は外国において看護婦免許を得た者のうち前項(ハ)に該当しない者で厚生大臣が適当と認められた者

五、試験の方法

学科試験及び実地試験とする。

六、受験願書の提出期限

昭和二十九年四月十日から四月二十日までとし持参、郵送にかかわらず期限経過後の願書は、受理しない。

但し郵便の場合は四月二十日附の消印のあるものは受理する。

七、受験願書の提出先

鳥取県衛生部医務課(鳥取市東町九九、一〇〇)

八、受験料

受験手数料として二百円に相当する収入証紙を受験願書にはつて納付すること。但し、県外から受験しようとするときは現金又は小為替で送付すること。

九、提出書類

1 受験願書(別記様式一)

2 履歴書(別記様式二)

3 写真(手札型とし出願前六箇月以内に正面で撮影したものでその裏面には撮影年月日及び氏名を記載したもの)

4 (イ)四の1又は2若しくは3の(イ)(ロ)に該当する者は修

業証明書(修業見込証明書)又は卒業証明書(卒業見込証明書)

様式一

乙種看護婦試験受験願

本籍

(ふりがな) 氏名

昭和二十九年 月 日 出生

昭和二十九年 月 日 施行の乙種看護婦試験を受けたので関係書類を添えて出願します。

年 月 日

右氏名 ⑩

鳥取県知事 氏名殿

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

十、受験票の交付
受験票は試験当日試験場受付において交付する。

様式二

履歴書

本籍

(ふりがな) 氏名

年 月 日 出生

学歴 職歴 賞罰

右のとおり相違ありません。

年 月 日

右氏名 ⑩

「備考」 用紙は日本標準規格B5とし墨又はインキで記載すること。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所
鳥取県鳥取市東町 印刷所
鳥取県鳥取市東町 印刷所